

伊方発電所における 過去の保安規定不適合について

令和3年8月5日
四国電力株式会社

1. 事案の概要

- 伊方発電所構内に設置している気付事項登録BOX※¹に投函された事案について、社内のコンプライアンス推進委員会※²により調査を実施していたところ、7月2日にコンプライアンス推進委員会より、伊方発電所長に調査状況の報告がありました。
- この報告において、伊方発電所で過去に当社元社員（現在は退職）が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）に定める必要な要員数※³を満たしていない時間帯があったことが判明しました。

（7月2日公表）

- 引き続き、コンプライアンス推進委員会にて、現在の宿直体制を開始した平成28年4月以降の全宿直者の外出実績の有無に係る調査が実施され、7月13日、コンプライアンス推進委員会から、伊方発電所長に本事案と同様の事案は確認されなかったとの調査報告がありました。

（7月13日公表）

※1 気付事項登録BOX

様々な課題を吸い上げて改善につなげる是正処置プログラム（CAP）の一環として、些細な気付き事項など広範囲の情報を収集し、安全上の問題となる事案を見逃さないことを目的に、発電所構内11箇所に設置している申告用BOX

※2. コンプライアンス推進委員会

法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、平成14年12月に設置。社長を委員長、総務担当役員を主査とし、経営企画部長や広報部長など部門横断的な立場から判断のできる間接部門の長などで構成。今回の調査は中立的第三者である社外弁護士の助言・指導の下で実施。

※3. 保安規定に定める必要な要員数

新規制基準施行後に策定した保安規定（平成28年4月実施）では重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数（22名以上）を定めており、夜間・休日は発電所構内に必要な要員を宿直させている。



気付事項登録BOX

2. コンプライアンス推進委員会での調査

1. 経緯

伊方発電所において、発電所関係者からの匿名による申告(6月24日確認)があり、その内容は、「元社員 A (現在は退職) が宿直勤務中に発電所を脱け出し、業務を放棄していたが、保安規定への不適合処理として是正および公表されないのはなぜか」とするものであった。

本申告内容に係る事実関係の調査等は、より客観的な立場で行う必要があると判断し、その後の対応については、主管部門の原子力部門ではなく、コンプライアンス推進委員会において本事案に係る詳細な調査を実施した。

なお、コンプライアンス推進委員会の調査にあたっては、客観性を確保するため、中立的第三者である社外弁護士の助言・指導の下で実施し、また、調査結果についても、当該社外弁護士の指導の下で取りまとめた。

2. 調査主体

コンプライアンス推進委員会 事務局 8名

3. 調査実施期間

令和3年6月29日～7月12日

2. コンプライアンス推進委員会での調査

4. 調査内容と結果

(1) 元社員 A の宿直当番中の外出実績の有無に係る調査

【調査対象期間】

平成 28 年 4 月(保安規定実施)～令和 3 年 1 月(元社員 A 退職)の元社員 A の宿直日(計 101 日)

【調査方法】

① 発電所外へ出るための社有車の運転日誌の確認

調査対象期間に元社員 A が運転した可能性のある社有車全数(計 64 台)の運転日誌を確認し、元社員 A が 発電所外へ出た実績の有無を確認。

② 元社員 A への聴き取り

7 月 1 日に元社員 A 本人との面談により外出の有無を確認。

【調査結果】

- ✓ 宿直当番の日に社有車を使用して 5 回(うち 4 回は運転日誌に偽名を使用) **発電所外に出ていることを確認した。**(5 回のうち、2 回はプラント運転中)
- ✓ 本人が**外出の事実を認めた。**
- ✓ **5 回の外出時間帯は、伊方発電所の保安規定**(重大事故等対応要員として 2 2 名が宿直当番に従事)**を一時的に満たしていない状態であった。**

2. コンプライアンス推進委員会での調査

(2) 元社員 A 以外の宿直当番中の外出実績の有無に係る調査

伊方発電所の出入管理システム（令和 3 年 3 月システム更新）の記録が残っている**令和 3 年 3 月以降**について、宿直当番者のリストと同システムにおける発電所出入者の記録を照合し、**宿直当番中に不正に発電所外へ出た者がいないことを確認した。**

伊方発電所の出入管理システムの記録が残っていない平成 2 8 年 4 月から令和 3 年 2 月は、下表の調査を実施し、**宿直当番中に不正に発電所外へ出た者がいないことを確認した。**

調査方法	調査対象期間	調査対象	結果
①車両運転日誌の確認 宿直当番者が勤務中に発電所外へ出た実績の有無を確認	平成 2 8 年 4 月 ～令和 3 年 2 月	社有車と関係会社の車両 (計 1 1 9 台)	元社員 A 以外に、宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は 確認されなかった。
②宿直当番者への記名アンケート ・宿直当番中に発電所外へ出たことがあるか ・宿直当番中に発電所外へ出たことがある者を把握していたか	平成 2 8 年 4 月 ～令和 3 年 2 月	宿直当番を担当したことがある当社社員および関係会社社員 (計 6 8 9 名)	元社員 A 以外に、宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は 確認されなかった。 〔元社員 A について、宿直当番中に不正に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことがあるとの回答が 1 0 件寄せられた〕
③伊方発電所関係者への申告依頼 宿直当番者が発電所外へ出ている事実などを把握していれば、社内外のコンプライアンス相談窓口へ申告するよう周知・依頼	平成 2 8 年 4 月 以降	伊方発電所の当社社員および関係会社・協力会社社員	社内外のコンプライアンス相談窓口へ宿直当番中の不正外出に関する 申告は寄せられなかった。

2. コンプライアンス推進委員会での調査

5. 原因分析（提言）

（1）コンプライアンス意識の一層の向上

本事案の発生に至った原因は、**元社員 A が原子力安全に対する意識やコンプライアンスを徹底するという意識を欠いていた**ことであり、再発防止に向けた喫緊の課題は、伊方発電所で働く全従業員の原子力安全に対する意識の向上と、コンプライアンス意識の更なる醸成である。

改めて、福島第一原子力発電所事故の反省という原点に立ち返り、上記を目的とした周知・教育を徹底する必要がある。

（2）不正を未然に防止する仕組み等の構築

①退域管理体制

伊方発電所への入域時は、不審者等の侵入を防ぐ観点から、厳格な入域管理が行われている一方で、**退域時は、個人を識別するまでの管理がなされていなかった。**

宿直要員の不正な外出を確認できる体制の構築が必要である。

②宿直要員の待機確認体制

宿直開始時に点呼するのみで、その後は宿直終了まで待機確認がなされていなかったことから、宿直当番中に不正に発電所外へ出ようとする者がいた場合、確認できない環境であった。

点呼の回数を増やす、または抜き打ちの点呼を行うなど、宿直要員が無断で発電所外へ出ることができない体制の構築が必要である。

2. コンプライアンス推進委員会での調査

(2) 不正を未然に防止する仕組み等の構築

③車両の管理体制

元社員 A は、宿直当番中に、自らが当時所属していた部署とは別の部署の車両を運転し、また偽名を用いて運転日誌を記録していた。

所属の異なる別部署の車両の鍵を容易に持ち出せる環境にあったこと、また運転日誌に偽名を記載しても、その事実が問題として表面化しない環境にあったことが不正行為を見逃してきた要因の 1 つである。

車両が不正に使用された場合や運転日誌に虚偽が記載された場合等には、すみやかにその内容が把握できる体制の構築が必要である。

④保安規定違反のおそれのある情報への対応のあり方

元社員 A が宿直当番中に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことのある者が、今回の事案発覚前から存在していた。

噂の内容が保安規定に違反するおそれがあるという伊方発電所の安全性に大きな影響を与える可能性のあったものであることを踏まえると、本来であれば上長へ報告する等、事実確認に向けて能動的な対応がとられるべきであった。

伊方発電所で働く者の目的・使命についても認識の共有を図り、伊方発電所の安全性に大きな影響を与える可能性のある情報等については、上長へ報告する等、一人ひとりが能動的に対応するよう周知・徹底することが必要である。

2. コンプライアンス推進委員会での調査

6. 再発防止策について

- 7月9日、社長名で全従業員に対し、公益事業を担う自覚と責任感をもって、高い倫理観に基づき、法令や社内規程等の基本ルールの遵守はもとより、コンプライアンスの徹底に努めるよう周知した。
- また、既に今回の事案を踏まえ、伊方発電所では、
 - ・宿直時の点呼の頻度を増やす。
(従来は、宿直開始時の1回であったが、複数回実施するよう運用を変更した。)
 - ・発電所の出入管理システムにより、宿直当番者が発電所外へ出ていないことをすみやかに確認する。などの対策を講じているところである。

(7月13日公表)

3. その後の対応状況

コンプライアンス推進委員会での調査結果も踏まえ、以下の再発防止策を追加して実施しているが、今後も実効性のある再発防止策を策定していく。

また、現在、原子力規制庁による規制検査が行われており、その結果も踏まえ、再発防止策の一層の充実を図る。

- ✓ GPS付スマートフォンによる現在位置の確認
- ✓ 宿直時の点呼を不定期（抜き打ち）点呼に変更
- ✓ 伊方発電所員（協力会社含む）への役員等からの訓話・督励
- ✓ 伊方発電所員（協力会社含む）への保安規定の遵守、企業倫理の特別教育

当社としては、本事案を重く受け止めており、このたびの調査結果を踏まえて、引き続き、実効性ある再発防止策を策定するとともに、企業倫理の徹底に努めてまいります。